



株式会社キューソー流通システム

(第59回定時株主総会招集ご通知)

第59期 報告書

2023年12月1日から2024年11月30日まで

開催日時

2025年2月26日（水曜日）午前10時
受付開始 午前9時

開催場所

ハイアットリージェンシー東京
地下1階「センチュリールーム」

株式会社キューソー流通システム

証券コード：9369

【交付書面】

目次

事業報告

- 1. 企業集団の現況 2
- 2. 会社の現況 14

連結計算書類 23

計算書類 26

監査報告 29

事業報告 (2023年12月1日から2024年11月30日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済におきまして、景気は緩やかに回復し、個人消費などには持ち直しの動きが見られたものの、物価高や為替市場の動向など、先行きは不透明な状況にて推移しました。

食品物流業界におきましては、食品の値上がりにより、消費者の節約志向が続いたものの、コロナ禍からの人流回復やインバウンド増加のなか、荷動きは緩やかに回復しました。当社においては、前年の鳥インフルエンザ感染拡大による、鶏卵供給不足の影響から回復の動きが見られました。一方、人手不足のなか、物流の「2024年問題」を迎えるなど、事業環境は先行き不透明な状況が続きました。

このような状況のなか、当社グループは、「徹底力で体質強化」をテーマに掲げ、「機能の強化」「環境変化への対応」「海外展開の基盤拡充」「新領域への参入」の4つを基本方針とした第7次中期経営計画（2022年11月期から2024年11月期）を推進いたしました。既存資源の最大活用による利益率の向上、事業環境の変化に対応した社会的価値の創出、海外における事業の安定化と、更なる展開に向けた基盤強化を進めてまいりました。また、食品の温度管理技術を活かした高付加価値物流を提供できる体制構築に取り組んでまいりました。

営業収益は、前年の鶏卵供給不足に対する回復の動き、適正料金施策、インドネシアにおける新規・既存取引の拡大などにより、前年を上回りました。営業利益は、増収による利益増加に加え、電気代高騰の緩和や、前期の減損損失計上にもなう減価償却費の減少などにより、前年を上回りました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきまして、営業収益は1,951億92百万円（前期比5.7%増）、営業利益は55億62百万円（同38.0%増）、経常利益は48億87百万円（同40.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は26億60百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失13億34百万円）となりました。

(共同物流事業)

共同物流事業の営業収益は、前年の鶏卵供給不足に対する回復の動きや、適正料金施策などにより、前年を上回りました。利益面は、運送・倉庫のコストアップなどがあったものの、増収による利益増加に加え、電気代高騰の緩和や、前期の減損損失計上にもなう減価償却費の減少などにより、前年を上回りました。

この結果、営業収益は1,325億81百万円（前期比4.6%増）となり、営業利益は25億58百万円（同67.0%増）となりました。

(専用物流事業)

専用物流事業の営業収益は、コンビニエンスストアに関する取引拡大や、適正料金施策などにより、前年を上回りました。利益面は、増収による利益増加などがあったものの、労務費などの費用増加により、前年を下回りました。

この結果、営業収益は400億25百万円（前期比2.7%増）となり、営業利益は13億22百万円（同3.1%減）となりました。

(関連事業)

関連事業の営業収益は、国内における施設工事の増加や、インドネシアにおける新規・既存取引の拡大などにより、前年を上回りました。利益面は、増収による利益増加などにより、前年を上回りました。

この結果、営業収益は225億84百万円（前期比19.6%増）となり、営業利益は16億43百万円（同50.2%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は127億61百万円（消費税等別）であり、その主なものは、共同物流事業において、冷蔵庫設備の更新、営業車両の新規取得、買い替えなど48億55百万円の設備投資を実施いたしました。また、専用物流事業において、営業車両の新規取得、買い替えなど6億85百万円の設備投資を実施いたしました。関連事業において、国内における賃貸用産業車両の新規取得、買い替えなど、インドネシアにおける冷蔵庫設備取得など72億20百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、主に株式取得や設備投資資金として長期借入金93億46百万円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

区 分		第56期 (2021年11月期)	第57期 (2022年11月期)	第58期 (2023年11月期)	第59期 (当連結会計年度) (2024年11月期)
営業収益	(百万円)	175,967	179,649	184,617	195,192
経常利益	(百万円)	3,306	3,259	3,470	4,887
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,561	1,458	△1,334	2,660
1株当たり当期純利益	(円)	62.81	58.67	△53.70	107.04
総資産額	(百万円)	110,836	118,976	118,874	130,635
純資産額	(百万円)	47,872	52,155	51,455	54,653
1株当たり純資産額	(円)	1,547.89	1,665.15	1,616.98	1,725.99

(注)1. 2021年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割したため、第56期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 第57期（2022年11月期）の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。

3. △は損失を表示しています。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率		主な事業内容
		直接 (%)	間接 (%)	
キューソーティス株式会社	82	100.00	—	共同物流事業
株式会社エスワイプロモーション	200	51.00	—	共同物流事業
キューソーサービス株式会社	30	100.00	—	関連事業
株式会社キューソーエルプラン	20	100.00	—	共同物流事業
株式会社サンエー物流	38	100.00	—	専用物流事業
株式会社サンファミリー	99	90.00	—	専用物流事業
アクシアロジ株式会社	66	90.00	—	専用物流事業
キューソーアレスト株式会社	20	100.00	—	専用物流事業
上海丘寿儲運有限公司 (中国)	1,000	90.00	10.00	関連事業
フードクオリティーロジスティクス株式会社	10	100.00	—	専用物流事業
株式会社フレッシュデリカネットワーク	20	51.00	—	共同物流事業
キューソー四国株式会社	20	100.00	—	共同物流事業
PT Kiat Ananda Cold Storage (インドネシア)	166	51.00	—	関連事業
PT Ananda Solusindo (インドネシア)	1,439	51.00	—	関連事業
PT Manggala Kiat Ananda (インドネシア)	766	51.00	—	関連事業
PT Trans Kontainer Solusindo (インドネシア)	116	51.00	—	関連事業

(4) 対処すべき課題

①グループビジョン2036

当社グループは、中長期的なめざす姿として「グループビジョン2036」を策定いたしました。1966年設立以来、社訓である『創意工夫』を重ねながら、4温度帯の全国物流ネットワークを開拓してきた当社グループは、温度管理技術を活かし「作り手」と「使い手」の「つなぎ手」として、豊かな暮らしを支えてまいります。

グループビジョン2036

温度管理物流のパイオニアとして成長を続け、
日本からアジアに広がる物流ネットワークで豊かな暮らしをささえるグループをめざします

温度管理物流のパイオニア	日本からアジアにつながる 物流ネットワーク	豊かな暮らしを支える
1966年設立以来、社訓である「創意工夫」を重ねながら、4温度帯の物流ネットワークを構築してきたこと	日本で培った温度管理技術を活かし、事業領域を広げていくこと	「作り手」と「使い手」の「つなぎ手」として、豊かな暮らしに貢献していくこと

②中期経営計画（2025年11月期～2028年11月期）

「グループビジョン2036」実現に向けた第一歩として、2025年11月期から2028年11月期までの4カ年を対象とした第8次中期経営計画を策定いたしました。「物流の持続性確保と新たな価値創出」をテーマに掲げ、「国内事業の整備」「新領域の拡充と更なる開拓」「経営基盤の強化」と、3つを基本方針として進めてまいります。

中期経営計画の最終年度となる2028年11月期の業績目標は、営業収益2,100億円、営業利益73億50百万円、営業利益率3.5%、自己資本利益率（ROE）6%以上としております。

テーマ

物流の持続性確保と新たな価値創出

基本方針

国内事業の整備	新領域の拡充と更なる開拓	経営基盤の強化
<ul style="list-style-type: none">・ 物流基盤の拡充と更なる最適化・効率化・ 利益改善計画の実行・ 事業セグメントの再編	<ul style="list-style-type: none">・ 海外における新たな地域への進出・ 新規事業開発体制の整備・ 新規事業の探索	<ul style="list-style-type: none">・ 人材の採用強化と成長を促す環境の拡充・ サステナビリティ経営の更なる推進・ 資本政策など企業価値向上に向けた精査と対応

③サステナビリティ経営

【サステナビリティ基本方針】

当社グループは、サステナビリティ経営を進めることがグループのさらなる成長とすべてのステークホルダーの幸せにつながるものと考えており、サステナビリティ経営を企業価値の向上の実現に向けた経営の重要な課題のひとつととらえて、サステナビリティ基本方針を制定いたしました。

サステナビリティ基本方針

キューソー流通システムグループは、グループ経営理念である

「わたしたちは人と食を笑顔で結びいつも信頼される企業グループです」の考えに基づき、
社会インフラを担う食品物流のリーディングカンパニーとして、ステークホルダーとともに環境課題や
社会課題に誠実に取り組み、人々が笑顔で暮らし続けられる『持続可能な社会の実現』に貢献します

【サステナビリティ推進委員会】

当社は、環境、社会に関する全社的な取り組みを推進する組織として「サステナビリティ推進委員会」を設置し、取締役会およびサステナビリティ推進委員会にて、継続的にサステナビリティに関する取り組みを推進してまいります。サステナビリティ推進委員会は、マテリアリティの分析・検討や各種目標・サステナビリティ基本方針の取りまとめなどを行い、その審議の結果を取締役会へ年4回程度報告いたします。なお、サステナビリティ推進委員会は代表取締役社長が委員長となっております。

【マテリアリティ（サステナビリティ重要課題）】

当社グループは、持続可能な地球環境への貢献、安全・安心な社会の実現、人権とダイバーシティの尊重、従業員の成長と活躍できる機会創出、パートナーシップの強化、ガバナンスの推進の6つの項目をマテリアリティ（サステナビリティ重要課題）とし、14のテーマを掲げました。当社は、14のテーマにしっかり取り組むことで、サステナビリティ経営を推進してまいります。

マテリアリティ（重要課題）	取り組みテーマ	主要なゴール
持続可能な地球環境への貢献	脱炭素社会の実現	
	資源管理と資源循環の推進	
安全・安心な社会の実現	運輸安全マネジメント	
	労働安全衛生の推進	
	物流品質マネジメント	
人権とダイバーシティの尊重	ビジネスと人権に関する体制構築	
	ダイバーシティの推進	
従業員の成長と活躍できる機会創出	働きやすさと働きがいのある職場環境作り	
	人材育成・確保	
パートナーシップの強化	ステークホルダーとのコミュニケーション	
	取引先・協会社と連携したE S G推進	
ガバナンスの推進	リスクマネジメントの推進	
	コンプライアンスの徹底	
	情報セキュリティの強化	

【人権方針】

当社グループは、人権を尊重する責任を果たすため、人権方針を制定いたしました。

人権方針

- i. 【人権尊重に関するキューソー流通システムグループの考え方】
キューソー流通システムグループは、事業活動のすべての過程で、直接または間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを認識し、ビジネスに関わるすべての人の人権を尊重するために、「キューソー流通システムグループ人権方針」（以下、本方針）をここに定めます。
社是である「楽業偕悦」の実践には、人権の尊重が不可欠です。当社グループで働く役員および従業員は、人権への負の影響を引き起こすことがないように、または間接的に加担することがないように責任を持って行動し、それぞれが働きがいを持って安心して働けるように努めます。
- ii. 【人権方針の適用範囲】
本方針はキューソー流通システムグループすべての役員および従業員に適用します。
また、ビジネスパートナーを含むステークホルダーに対し、本方針の遵守を期待し、働きかけます。
- iii. 【人権に関する国際規範および法令の遵守】
キューソー流通システムグループは、「国際人権章典」や国際労働機関（ILO）の「労働の基本原則および権利に関するILO宣言」などの人権に関する国際規範を尊重します。
また、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を基に本方針を策定し、事業活動を行う国内法や規制を遵守し、国際的な人権の原則を尊重するための方法を追求していきます。国際的に認められた基準と各地域の法令との間に差異がある場合は、より高い基準に従い、現地法令を尊重しつつ、より国際的な人権の原則を尊重するための方法を追求します。
- iv. 【人権に関するガバナンス体制】
株式会社キューソー流通システムの取締役会が本方針の運用を監督する責任を担います。
- v. 【人権デュー・ディリジェンスの実施】
キューソー流通システムグループは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、当社グループの事業活動において与える人権への負の影響を特定し、適切な手段を講じ、その防止、または軽減を図るよう努めます。
- vi. 【是正・救済】
キューソー流通システムグループの事業活動が人権に対する負の影響を引き起こしたこと、または負の影響を助長したことが明らかになる場合、適切な手段を通じて、その、是正・救済に取り組みます。
また、当社グループでは社内外のステークホルダーからの相談を受け付けるための窓口を設置、運用してまいります。本窓口の運用に際しては、相談者が報復などの不利益を被ることがないように運用します。
- vii. 【教育・研修】
キューソー流通システムグループは、本方針がすべての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、適切な教育・研修を行います。
- viii. 【ステークホルダーとの対話・協議】
キューソー流通システムグループは、本方針の一連の取り組みにおいて、関連するステークホルダーや社外の専門家との対話・協議を継続的かつ真摯に行います。
- ix. 【情報開示】
キューソー流通システムグループは、本方針に基づく人権尊重の取り組みについて、定期的の開示します。

(5) 主要な事業内容 (2024年11月30日現在)

事業区分	主要な会社	主な事業内容
共同物流事業	(株)キューソー流通システム キューソーティス(株) (株)エスワイプロモーション (株)キューソーエルプラン 他2社	<ul style="list-style-type: none">・食品の保管・荷役、全国共同配送・原材料である油脂・食酢等のローリー輸送
専用物流事業	(株)サンファミリー アクシアロジ(株) 他3社	<ul style="list-style-type: none">・コンビニエンスストアなどの物流センターオペレーション業務
関連事業	キューソーサービス(株) PT Kiat Ananda Cold Storage PT Ananda Solusindo PT Manggala Kiat Ananda PT Trans Kontainer Solusindo 他1社	<ul style="list-style-type: none">・車両・物流機器・燃料等の販売・中国における倉庫・輸配送・インドネシアにおける倉庫・輸配送・フォワーディング

(6) 主要な営業所等 (2024年11月30日現在)

① 当社

本社	東京都調布市	
【共同物流事業】		
東日本支社	茨城県猿島郡五霞町	1 S L C ・ 16 営業所 ・ 3 センター
中日本支社	東京都府中市	2 S L C ・ 11 営業所 ・ 5 センター ・ 1 T C
西日本支社	兵庫県神戸市東灘区	1 S L C ・ 15 営業所 ・ 3 センター

② 子会社

キューソーティス株式会社	東京都調布市	(本社他24営業所)
株式会社エスワイプロモーション	東京都江東区	(本社他14営業所)
キューソーサービス株式会社	東京都調布市	(本社他12営業所)
株式会社キューソーエルプラン	東京都調布市	(本社他8ブロック)
株式会社サンエー物流	東京都昭島市	(本社他6営業所)
株式会社サンファミリー	埼玉県三郷市	(本社他20営業所)
アクシアロジ株式会社	大阪府枚方市	(本社他10営業所)
キューソーアレスト株式会社	大阪府枚方市	(本社他4営業所・3センター)
上海丘寿儲運有限公司	中国・上海市	(本社他2営業所)
フードクオリティーロジスティクス株式会社	東京都調布市	
株式会社フレッシュデリカネットワーク	東京都府中市	(本社他3営業所)
キューソー四国株式会社	香川県綾歌郡宇多津町	(本社他4営業所)
PT Kiat Ananda Cold Storage	インドネシア・プカシ	(本社他4支店)
PT Ananda Solusindo	インドネシア・ボゴール	
PT Manggala Kiat Ananda	インドネシア・ジャカルタ	
PT Trans Kontainer Solusindo	インドネシア・プカシ	

(7) 従業員の状況 (2024年11月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
共同物流事業	3,331名 (2,614名)	20名 (21名)
専用物流事業	2,289名 (3,119名)	123名 (124名)
関連事業	1,747名 (22名)	449名 (1名)
全社 (共通)	156名 (21名)	△7名 (3名)
合 計	7,523名 (5,776名)	585名 (149名)

(注) 1. 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として、記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
644名 (277名)	31名減	40.0歳	15.3年

(注) 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年11月30日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
PT Bank Central Asia Tbk	13,268
株式会社三井住友銀行	9,088
株式会社みずほ銀行	6,217
株式会社三菱UFJ銀行	4,830
農林中央金庫	3,349
PT Bank BCA Syariah	1,985
PT Bank Resona Perdania	604
株式会社りそな銀行	385
株式会社商工組合中央金庫	305
三井住友信託銀行株式会社	100
株式会社三十三銀行	100
日本生命保険相互会社	41

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式に関する事項 (2024年11月30日現在)

① 発行可能株式総数	73,200,000株
② 発行済株式の総数	25,355,800株
③ 株主数	12,373名
④ 単元株式数	100株
⑤ 上位10名の株主	

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
キューピー株式会社	10,760	43.29
株式会社中島董商店	1,474	5.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,380	5.55
三菱倉庫株式会社	1,267	5.10
MSIP CLIENT SECURITIES	868	3.49
キューソー持株会	677	2.73
株式会社日本カストディ銀行	591	2.38
キューソー流通システムグループ従業員持株会	263	1.06
東洋水産株式会社	217	0.87
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	215	0.87

(注) 当社は、自己株式499,297株を保有しておりますが、上記上位10名の株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2024年11月30日現在)
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況 (2024年11月30日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	にし お ひで あき 西 尾 秀 明	キューソーサービス株式会社 代表取締役社長
代表取締役社長	とみ た じん いち 富 田 仁 一	
取締役	いぬ つか えい さく 犬 塚 英 作	執行役員 専用物流事業担当兼関連事業担当
取締役	い と う りょう いち 伊 藤 隆 一	執行役員 管理担当兼人事本部長
取締役	おか た あつし 岡 田 敦	執行役員 共同物流事業担当
取締役	わた なべ りょう た 渡 邊 龍 太	キューピー株式会社 取締役常務執行役員 サプライチェーンマネジメント担当
取締役	おお つき けい こ 大 槻 啓 子	一般社団法人日本医療資源開発促進機構 理事 株式会社日本エスコン 取締役 (社外、指名・報酬諮問委員会委員)
取締役	かわ また よし ひろ 川 又 義 寛	株式会社ビジョナリーボード 代表取締役
取締役	はま おか けん 濱 岡 健	
常勤監査役	ふじ おか あきら 藤 岡 晃	
常勤監査役	すぎ もと けん さく 杉 本 健 策	
監査役	いい づか か つ こ 飯 塚 佳都子	シティユーワ法律事務所 パートナー ウェルネオシュガー株式会社 取締役 (社外) ユシロ化学工業株式会社 取締役 (社外、監査等委員)
監査役	こ にし ひろ かず 小 西 宏 和	
監査役	お ち た か こ 越 智 多佳子	越智公認会計士事務所 所長 越智多佳子税理士事務所 所長 Jトラストグローバル証券株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役大槻啓子、川又義寛および濱岡健の3氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、東京証券取引所に対し、取締役大槻啓子、川又義寛、濱岡健および監査役飯塚佳都子、小西宏和、越智多佳子の6氏を独立役員として届け出ております。
3. 監査役飯塚佳都子氏は、弁護士資格を有しております。
4. 監査役飯塚佳都子、小西宏和および越智多佳子の3氏は、社外監査役であります。
5. 監査役越智多佳子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役大槻啓子、川又義寛および濱岡健の3氏、取締役渡邊龍太氏ならびに社外監査役飯塚佳都子、小西宏和および越智多佳子の3氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役大槻啓子、川又義寛および濱岡健の3氏、取締役渡邊龍太氏ならびに社外監査役飯塚佳都子、小西宏和および越智多佳子の3氏が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位、担当および重要な兼職の状況
山田 啓史	2024年2月22日	任期満了	取締役 グループ運送担当
今村 嘉文	2024年2月22日	任期満了	取締役 キューピー株式会社 執行役員 品質保証本部長
小泉 正明	2024年2月22日	辞任	社外監査役 小泉公認会計士事務所 所長 マネックスグループ株式会社 取締役（社外、監査委員会委員長） 株式会社ファンコミュニケーションズ 取締役（社外、監査等委員）

③ 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役西尾秀明、富田仁一、犬塚英作、伊藤隆一、岡田敦、渡邊龍太、大槻啓子、川又義寛、濱岡健の9氏および監査役藤岡晃、杉本健策、飯塚佳都子、小西宏和、越智多佳子の5氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社社員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、悪意または重過失の場合には補償の対象としないこととしております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の争訟費用、訴訟対応費用、調査対応費用、信頼回復費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、悪意または重過失の場合には填補の対象としないこととしております。

⑤ 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役等の報酬の決定に独立社外取締役の適切な関与・助言を得て、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、2019年12月25日開催の取締役会にて、指名・報酬委員会を設置しております。

当社は取締役等の報酬の決定にあたり、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会にて取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が指名・報酬委員会にて審議された内容および取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。また、指名・報酬委員会の独立性を確保するため、委員の半数以上が独立社外取締役となっております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

報酬等の額またはその算定方法の決定に関しては、役位・職責に応じた固定報酬である基本報酬および会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて支給する業績連動報酬を基本として支給することとしております。

(取締役)

社外取締役を除く取締役の報酬は、役位・職責に応じた固定報酬である基本報酬、会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて支給する業績連動報酬で構成されております。会社業績の評価は、本業の業績向上を通じた企業価値向上をより強く意識することを目的に、連結営業利益を指標として評価することとしております。なお、報酬額全体に占める基本報酬と業績連動報酬の構成割合は、おおそ8：2となります。当該指標にかかる当連結会計年度の目標値は連結営業利益4,600百万円であり、実績値は連結営業利益5,562百万円であります。

また、中長期の業績を反映させる観点から、報酬の一定額を抛出し役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中、その全てを保有することを奨励しております。

取締役の報酬の額は、指名・報酬委員会に諮った上で、2007年2月22日開催の第41回定時株主総会において決議された総額の範囲内において取締役会でこれを決定しております。なお、個別の報酬額は代表取締役が取締役会からの委任を受けて、指名・報酬委員会での審議内容に基づき決定しております。

当該事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬委員会での審議を踏まえて取締役会で決定することとしていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であることを鑑み、固定報酬である基本報酬のみとしております。

(監査役)

監査役の報酬については、監査役の協議により決定しており、その役割と独立性の観点から固定報酬である基本報酬のみとしております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	員数 (名)	固定報酬 (百万円)	業績連動報酬 (百万円)	合計 (百万円)
取締役	10	107	36	144
(うち社外取締役)	(3)	(10)	—	(10)
監査役	6	46	—	46
(うち社外監査役)	(4)	(10)	—	(10)
合計	16	154	36	191
(うち社外役員)	(7)	(21)	—	(21)

- (注) 1. 取締役の報酬額は、2007年2月22日開催の第41回定時株主総会において年額360百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名（うち、社外取締役は3名）です。
2. 監査役報酬額は、2007年2月22日開催の第41回定時株主総会において年額72百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち、社外監査役は2名）です。
3. 上表の業績連動報酬総額は、当事業年度における役員賞与引当金繰入額であります。
4. 期末日現在、取締役9名、監査役5名であります。
5. 取締役会は、代表取締役社長富田仁一氏に対し、各取締役の固定報酬の額および業績連動報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会の同意を得ております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先の状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人との関係

氏名	重要な兼職先の状況
取締役 川 又 義 寛	株式会社ビジョナリーボード 代表取締役
監査役 飯 塚 佳都子	シティユーワ法律事務所 パートナー
監査役 越 智 多佳子	越智公認会計士事務所 所長 越智多佳子税理士事務所 所長

- (注) 1. 株式会社ビジョナリーボードと当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. シティユーワ法律事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 越智公認会計士事務所および越智多佳子税理士事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。

ロ. 重要な兼職先の状況（他の法人等の社外役員である場合）および当社と当該他の法人との関係

氏名	重要な兼職先の状況
取締役 大 槻 啓 子	一般社団法人日本医療資源開発促進機構 理事 株式会社日本エスコン 取締役（社外、指名・報酬諮問委員会委員）
監査役 飯 塚 佳都子	ウェルネオシュガー株式会社 取締役（社外） ユシロ化学工業株式会社 取締役（社外、監査等委員）
監査役 越 智 多佳子	Jトラストグローバル証券株式会社 社外監査役

- (注) 1. 一般社団法人日本医療資源開発促進機構と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 株式会社日本エスコンと当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. ウェルネオシュガー株式会社と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. ユシロ化学工業株式会社と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. Jトラストグローバル証券株式会社と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 監査役越智多佳子氏は、2025年1月30日付で、巴工業株式会社取締役（社外、監査等委員）に就任しております。なお、巴工業株式会社と当社の間には、特別の利害関係はありません。

ハ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

二. 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役에게期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 大槻 啓子	<p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席となっております。</p> <p>証券アナリストとしての知見・経験から、企業分析の観点での意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに業務執行取締役と会計監査人との取締役ミーティング、監査役の合同監査（営業所や子会社への現地確認を含む）に参加しております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、開催された委員会に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
取締役 川又 義寛	<p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席となっております。</p> <p>経営コンサルタントとしての知見・経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに業務執行取締役と会計監査人との取締役ミーティング、監査役の合同監査（営業所や子会社への現地確認を含む）に参加しております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、開催された委員会に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
取締役 濱岡 健	<p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席となっております。</p> <p>事業会社の営業担当役員および知的財産に関する事業企画部門責任者としての経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに業務執行取締役と会計監査人との取締役ミーティング、監査役の合同監査（営業所や子会社への現地確認を含む）に参加しております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、開催された委員会に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
監査役 飯塚 佳都子	<p>当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会14回の全てに出席となっております。</p> <p>法律家の見地から取締役会において、業務執行状況、内部牽制に関する発言を行っており、監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、必要な発言を積極的に行うとともに業務執行取締役と会計監査人との取締役ミーティング、監査役の合同監査（営業所や子会社への現地往査を含む）に参加しております。</p>

氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査役 小西宏和	<p>当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会14回の全てに出席となっております。事業会社におけるIT・デジタルテクノロジーに関する豊富な事業経験と経営に関する資質・見識から取締役会において、業務執行状況、内部牽制に関する発言を行っており、監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、必要な発言を積極的に行うとともに業務執行取締役と会計監査人との取締役ミーティング、監査役の合同監査（営業所や子会社への現地往査を含む）に参加しております。</p>
監査役 越智多佳子	<p>就任後、当事業年度に開催された取締役会11回、監査役会10回の全てに出席となっております。会計実務家としての見地から取締役会において、業務執行状況、内部牽制に関する発言を行っており、監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、必要な発言を積極的に行うとともに業務執行取締役と会計監査人との取締役ミーティング、監査役の合同監査（営業所や子会社への現地往査を含む）に参加しております。</p>

ホ. 社外役員が親会社および子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

ヘ. 社外取締役および社外監査役を選任する際の独立性に関する基準または方針

当社は、東京証券取引所が独立性を欠くおそれがあるとして列挙したいずれの事由にも該当しない社外取締役および社外監査役を全て独立役員として指定しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	69
2. 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	69

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年11月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	32,365
現金及び預金	5,471
受取手形及び営業未収入金	24,240
商 品	72
貯 蔵 品	265
前 払 費 用	1,086
その他の流動資産	1,417
貸倒引当金	△188
固定資産	98,269
有形固定資産	77,768
建物及び構築物	16,142
機械装置及び運搬具	18,189
工具、器具及び備品	4,276
土地	29,652
リース資産	3,558
建設仮勘定	5,948
無形固定資産	6,369
のれん	1,555
顧客関連資産	2,058
その他の無形固定資産	2,756
投資その他の資産	14,130
投資有価証券	4,107
長期貸付金	261
長期前払費用	116
退職給付に係る資産	2,831
繰延税金資産	573
敷金保証金	4,313
その他の投資その他の資産	1,979
貸倒引当金	△53
資産合計	130,635

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	44,450
支払手形及び営業未払金	15,890
短期借入金	14,494
未払金	3,586
未払費用	5,128
リース債務	1,320
資産除去債務	14
未払法人税等	1,095
賞与引当金	1,018
役員賞与引当金	88
その他の流動負債	1,811
固定負債	31,531
長期借入金	25,782
リース債務	2,207
長期未払金	229
長期割賦未払金	139
繰延税金負債	1,965
退職給付に係る負債	327
資産除去債務	700
預り保証金	178
負債合計	75,982
(純資産の部)	
株主資本	39,351
資本金	4,063
資本剰余金	4,198
利益剰余金	31,450
自己株式	△361
その他の包括利益累計額	3,551
その他有価証券評価差額金	1,085
為替換算調整勘定	1,736
退職給付に係る調整累計額	729
非支配株主持分	11,751
純資産合計	54,653
負債純資産合計	130,635

連結損益計算書 (2023年12月1日から2024年11月30日まで)

(単位：百万円)

科目		金額
営業	収益	195,192
営業	原価	183,021
営業	総利益	12,171
販売費及び一般管理費		6,608
営業	業利	5,562
営業	外収益	
受取利息	8	
受取配当金	48	
受取賃貸料	58	
補助金収入	40	
養老保険解約差益	109	
受取補償金	123	
その他	155	545
営業	外費用	
支払利息	1,096	
貸与設備諸費用	51	
持分法による投資損失	22	
その他	48	1,220
経常	特別利益	4,887
固定資産売却益	97	
持分変動利益	98	196
特別	損失	
固定資産除売却損	137	
投資有価証券評価損	8	
リース解約損	7	
減損損	75	228
税金等調整前当期純利益		4,855
法人税、住民税及び事業税	1,603	
法人税等調整額	△131	1,471
当期純利益		3,383
非支配株主に帰属する当期純利益		722
親会社株主に帰属する当期純利益		2,660

連結株主資本等変動計算書 (2023年12月1日から2024年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,063	4,198	29,362	△361	37,262
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△571	-	△571
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	2,660	-	2,660
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	2,088	△0	2,088
当 期 末 残 高	4,063	4,198	31,450	△361	39,351

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価 証券評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額 合 計		
当 期 首 残 高	818	1,915	196	2,930	11,262	51,455
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△571
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	2,660
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	267	△179	533	620	488	1,109
連結会計年度中の変動額合計	267	△179	533	620	488	3,198
当 期 末 残 高	1,085	1,736	729	3,551	11,751	54,653

計算書類

貸借対照表 (2024年11月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	19,030
現金及び預金	2,599
受取手形	37
営業未収金	11,538
売掛金	13
商品	21
前払費用	553
関係会社短期貸付金	3,981
その他の流動資産	287
貸倒引当金	△1
固定資産	50,390
有形固定資産	28,779
建物	7,597
構築物	428
機械装置	4,182
車両運搬具	5
器具備品	811
土地	14,768
リース資産	985
無形固定資産	2,612
ソフトウェア	2,519
借地権	37
電話加入権	55
その他の無形固定資産	0
投資その他の資産	18,998
投資有価証券	2,102
関係会社株式	11,590
関係会社出資金	412
長期貸付金	4
関係会社長期貸付金	161
長期前払費用	1,000
繰延税金資産	203
敷金保証金	2,895
保険積立金	555
会員権	51
その他の投資その他の資産	64
貸倒引当金	△44
資産合計	69,420

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	32,863
営業未払金	1,870
未払運賃	8,287
買掛金	12
短期借入金	6,500
関係会社短期借入金	9,428
1年以内返済予定の長期借入金	3,940
リース債務	326
未払金	1,346
未払費用	679
資産除債務	14
未払法人税等	258
未払消費税等	90
役員賞与引当金	36
その他の流動負債	71
固定負債	13,169
長期借入金	11,687
リース債務	665
長期未払金	94
退職給付引当金	7
資産除去債務	569
預り保証金	145
負債合計	46,032
(純資産の部)	
株主資本	22,344
資本	4,063
資本剰余金	4,209
資本準備金	4,209
利益剰余金	14,433
利益準備金	187
その他利益剰余金	14,245
別途積立金	11,887
繰越利益剰余金	2,358
自己株式	△361
評価・換算差額等	1,043
その他有価証券評価差額金	1,043
純資産合計	23,388
負債純資産合計	69,420

損益計算書 (2023年12月1日から2024年11月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
営業収益	92,675
営業原価	89,222
営業総利益	3,452
販売費及び一般管理費	2,502
営業利益	950
営業外収益	
受取利息及び配当金	461
受取賃貸料	88
その他の	67
営業外費用	
支払利息	113
貸与設備諸費用	52
その他の	15
経常利益	1,386
特別利益	-
特別損失	
固定資産除売却損	83
投資有価証券評価損	8
リース解約損	1
減損損失	75
税引前当期純利益	1,218
法人税、住民税及び事業税	268
法人税等調整額	△30
当期純利益	980

株主資本等変動計算書 (2023年12月1日から2024年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	4,063	4,209	187	11,887	2,467	14,541	△361	22,453
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	-	-	-	-	△571	△571	-	△571
当期純利益	-	-	-	-	980	980	-	980
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	△517	△517	-	△517
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△108	△108	△0	△108
当期末残高	4,063	4,209	187	11,887	2,358	14,433	△361	22,344

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	780	780	23,234
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	-	-	△571
当期純利益	-	-	980
自己株式の取得	-	-	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	263	263	△254
事業年度中の変動額合計	263	263	154
当期末残高	1,043	1,043	23,388

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年1月22日

株式会社キューソー流通システム

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山村 竜平
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 武澤 玲子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キューソー流通システムの2023年12月1日から2024年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キューソー流通システム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年1月22日

株式会社キューソー流通システム
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 村 竜 平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武 澤 玲 子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キューソー流通システムの2023年12月1日から2024年11月30日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年12月1日から2024年11月30日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年1月23日

株式会社キューソー流通システム 監査役会
常勤監査役 藤岡 晃 ㊟
常勤監査役 杉本 健策 ㊟
社外監査役 飯塚佳都子 ㊟
社外監査役 小西 宏和 ㊟
社外監査役 越智多佳子 ㊟

以 上



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。